

令和6年8月6日
9:00～
Zoom

庁 議 事 項

① さいたまけん★こどものこえについて

【福祉部】

さいたまけん★こどものこえについて

こども基本法第11条(こども等の意見の反映)

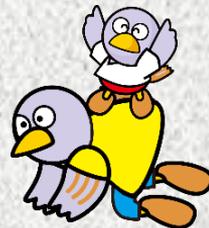
地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする

こども大綱

意見反映
の意義

こどものニーズを踏まえた
実効性のある施策の展開

こども自身の主体性を高める
→民主主義の担い手育成



新たな取組

Webアンケートにより「こどものこえ」を聴き、県の施策に反映
(現在、Webシステムを構築中。11月から実施予定)

こども、子育て世帯が
関わる施策を策定・実
施・評価する際に活用

対象者

埼玉県内在住の小学生・中学生・高校生相当年齢の方
未就学児(埼玉県内在住)の保護者・養育者
※ 応募する小・中・高校生の保護者・養育者も対象

人数

1,000人程度(メンバー募集中 9月末まで)

